

兵庫県外の医療機関や広域的予防接種制度が利用できない 医療機関で予防接種を希望する方へ（圏域外予防接種）

申請する前にご確認下さい

予防接種は、原則として、住民票所在地の医療機関で受けることとなっています。「かかりつけ医が市外の医療機関である」「通院・入院」「里帰り」等のやむを得ない理由により、加東市・小野市以外の協力医療機関、県内の広域的予防接種協力医療機関以外で、定期予防接種を希望する方は、事前に申請をしていただく必要があります。

手続き前に予防接種を受けた場合、定期予防接種として取り扱いできないため、接種費用が自己負担となり、健康被害があった時の補償内容も変わります。

申請方法

紙での申請

・子どもの予防接種

「圏域外定期予防接種申込書」に必要事項をご記入のうえ、**母子健康手帳の写し（予防接種のページ）**を添付して、健康課に提出してください。

・成人の予防接種

「圏域外予防接種実施依頼書交付申込書」に必要事項をご記入のうえ、**年齢及び市内在住が確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）の写し**を添付して、健康課に提出してください。

申請後の流れ

加東市

健康課が定期予防接種実施依頼書と請求書を発行

接種を
受ける人

定期予防接種実施依頼書、予診票
+
年齢及び市内在住が確認できるもの
(マイナンバーカード等)
+
母子手帳 (子どもの予防接種のみ)

を持って医療機関に行く

接種を
受ける人

接種費用を立て替え
(保険適用外のため、ワクチン 1 種類 1 回あたり
10,000円前後します)

接種を
受ける人

請求書、領収書及び明細書、予診票を健康課に提出

加東市

加東市から請求書記載の口座に、助成額を支払い
(助成上限額があります)

注意事項

- ① 予防接種を受けられた後に、申し込むことはできません。
- ② 申し込み後、予防接種に関する連絡書等を送付するまで**2週間程度**かかりますので、接種日が決まっている場合は早めにお申し込みください。
- ③ 各ワクチンの助成上限額は、一般社団法人小野市・加東市医師会の契約単価となっています。
- ④ 「定期予防接種実施依頼書」の発行をもって、承認とします。
- ⑤ 定期予防接種実施依頼書の**有効期間は年度末まで**となっています。
- ⑥ 住所、医療機関等の変更がある場合は再度申請が必要になります。
- ⑦ 接種を希望する医療機関によっては、自己負担額が発生することがあります。